

6. その他

毎年認定中の被扶養者について、過去において収入超過等により認定取消事由に該当されていたことが判明し、その時点まで遡及して認定取消しを行ったことにより、結果として認定取消日以降に本組合の組合員被扶養者証を使用して医療機関へ受診された医療費について、組合員本人へ返還請求を行う事例が発生しております。

場合によっては多額の医療費返還金が生じるケースも発生しておりますので、常日頃より認定中の被扶養者の収入等の状況については把握をしていただき、**認定要件に変更があった場合には、遅滞なくその旨の申告**をしていただきますようお願いいたします。

平成25年
4月から

短期給付の附加給付が変更されます！

全国の地方公務員共済組合が実施する附加給付の水準について、健康保険組合等の実施状況を踏まえ、官民均衡を図る観点から給付水準を見直すよう、総務省より強い指導がありました。このため本組合においても、次の2点について見直しを行います。

1. 「家族療養費附加金」、「家族訪問看護療養費附加金」及び「一部負担金払戻金」における上位所得者の基礎控除額を平成25年4月診療分より段階的に引き上げます。

所得者区分	現行		所得者区分	平成25年 4月診療分～	平成26年 4月診療分～	平成27年 4月診療分～
一般	25,000円	➔	一般	現行どおり(25,000円)		
上位			上位	33,000円	41,000円	50,000円

所得区分の「上位」は、診療月の給料月額が424,000円（特別職の場合は530,000円）以上の組合員とその被扶養者をいいます。

2. 災害見舞金附加金を廃止します。
平成25年4月1日より廃止します。

組合員貯金 **年利1.2%** を利用しましょう!!



本組合の組合員貯金は、貯金加入者の皆さんからお預かりしたお金を、安全かつ効率的に運用することで収益を得て利息として還元しています。

利率は、平成25年度も**年利1.2%**を維持できる見通しとなっています。低金利時代の今、金融機関に比べかなりお得になっており、また、毎月の給料及びボーナスから定額を控除し積立てることとなりますので、皆さんのお手を煩わせることなく貯蓄できます。

新規組合員の皆さん、まだ組合員貯金に加入されていない皆さん、ぜひご利用ください。

積立方法

- **定例積立**（毎月の給料）、
- **ボーナス積立**（6月・12月のボーナス）
- 随時に積立てられることのできる**臨時積立**

払戻日…払戻日及び請求書の締切日は次のとおりです。

	払戻日 (休日の場合は前日)	締切日 (休日の場合は翌日)
一部払戻	毎月10日 毎月25日	払戻月の前月25日 払戻月の15日
解約払戻	毎月25日	解約月の15日

※締切日は、共済組合への必着日であり、所属所での締切日と異なる場合がありますのでご注意ください。

なお、組合員貯金事業の詳細につきましては、皆さんに別に配布しています「平成25年度版共済組合ミニガイド」をご覧ください。